

子育て支援ガイドブック



平成27年4月

吉見町

≫ も く じ ‹‹

≫妊娠がわかったら・・・・・・・・・・・・・・・・	1
≫出産を迎えるにあたって・・・・・・・・	2
○出産育児一時金の支給・直接支払制度を活用しない場合・出産費用が 42万円に満たない場合	
○出産費の貸付・両親学級	
≫赤ちゃんが生まれたら・・・・・・・・	4
○出生届・国民健康保険に加入	
≫健診を受けましょう・・・・・・・・	4
≫予防接種を受けましょう・・・・・・・・	4
≫手当や医療費の支援・・・・・・・・	5
○児童手当・子育て世帯臨時特例給付金・こども医療費	
○未熟児養育医療・結核児童の療育給付	
○小児慢性特定疾患医療・自立支援医療	
≫子育て中のお母さん・お父さんのために・・・・・・・・	7
○子育て支援センター・わくわく広場	
○体験事業・出張！子育て支援事業・地域交流保育事業	
○ファミリーサポートセンター	
≫保育所・幼稚園へいくには・・・・・・・・	12
○保育所	
○幼稚園	
≫小・中学生になったら・・・・・・・・	14
○小・中学校の入学・転入・転校するとき・就学の援助・教育相談	
○学童保育	
≫ひとり親家庭のために・・・・・・・・	16
○手当や医療費の助成	
≫障がいのある子どものために・・・・・・・・	17
○手帳について・手当や医療費の助成	
≫ご存知ですか？発達障害・・・・・・・・	18
≫児童虐待ってなんだろう？・・・・・・・・	20
≫ドメスティックバイオレンス・・・・・・・・	21
≫子育てに関する相談窓口・・・・・・・・	22
≫その他のサービス・・・・・・・・	23
○パパ・ママ応援ショップ・ママ・リフレッシュ事業	
○赤ちゃんの駅	
○もしものために ～ツイッター・フェイスブック～	
≫町内医療機関・・・・・・・・	25
≫急な病気やけがのとき・・・・・・・・	26
≫子育て世代への住宅取得補助・・・・・・・・	27
○子育て世帯定住化促進奨励金	

*この冊子は、平成27年4月現在の制度等に基づき、作成しております。

≫妊娠がわかったら≪

◎妊娠がわかったら、母子健康手帳の交付を受けましょう。

Q、いつ、どこでもらうの？

A、それぞれの病産院で多少の違いはありますが、超音波検査で胎児心拍の確認、

妊娠8週前後の超音波検査で胎児の大きさから妊娠週数・分娩予定日が修正・

確定されると、医師から母子健康手帳をもらってくるようにと説明があります。

母子健康手帳は、保健センターで交付します。出産予定日がわかりましたら、保健センターから交付を受けましょう。

保健センターで母子健康手帳の交付を受ける際には、妊娠届出書を記入していただきます。なお、手続きをスムーズに行うために、産婦人科等の医療機関が発行する「妊娠証明書（出産予定日の分かるもの）」※をご持参ください。

※「妊娠証明書（出産予定日の分かるもの）」が無くても母子健康手帳は交付されます。また、印鑑を持参する必要はありません。

◎母子健康手帳は、一通り目を通していただき、妊娠・出産・育児に関する記録帳としてご活用下さい。

◎転入された方は、お持ちの母子健康手帳をそのままお使い下さい。

※ただし、妊婦健診受診票等の差し替えがありますので、保健センターにお寄り下さい。

◎妊娠中の健康、日常生活、栄養のことなど不安な点、疑問な点などがありましたら、保健センターへお問い合わせください。

『問合せ』保健センター Tel 0493-54-3120



☆このマークのキーホルダーを付けている妊婦さんに気付いたら、やさしい思いやりとあたたかい気持ちで見守ってください。

≫ 出産を迎えるにあたって ≪

○ 出産育児一時金の支給 (窓口 福祉町民課)

吉見町の国民健康保険に加入している方が出産したときに支給されます。妊娠 12 週 (85 日) 以上の出産であれば、早産・流産・死産の区別なく支給されます。(医師の証明が必要)。

ただし、他の健康保険から出産育児一時金が支給される方(他の健康保険の加入期間が 1 年以上あり退職後半年以内に出産された場合)には、国保からは支給されません。

※ 他の健康保険に加入している方は、加入先の健康保険へお問い合わせください。

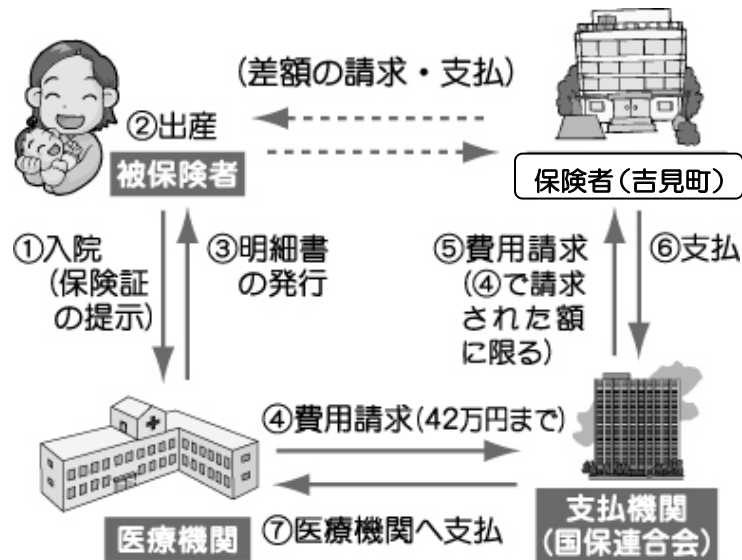
≪支給額≫ 42万円(子ども1人につき)

≪支給方法≫ 原則として医療機関等への直接払い(直接支払制度)となります。

■ 出産育児一時金直接支払制度のしくみ

出産育児一時金(42万円を限度)の申請とその受け取りを医療機関等があなたに代わって行います。医療機関等とあなたとの間で、代理契約を結ぶことで、出産育児一時金が直接医療機関等に支払われることとなります。なお、直接支払制度に対応しているかどうかは、直接、医療機関へお問い合わせください。

ただし、出産費用が出産育児一時金を超えた分は自己負担となり、下回れば差額分を、後日、福祉町民課に申請して支給を受けることができます。



○直接支払制度を活用しない場合・出産費用が42万円に満たない場合

(窓口 福祉町民課)

直接支払制度の利用を希望しない場合や海外での出産の場合などは、従来どおり出産後、出産育児一時金の支給申請をしてください。

直接支払制度を利用された方で、出産費用が42万円を下回った場合は、差額分を支給しますので出産育児一時金(差額分)の支給申請をしてください。

申請に必要なもの

- 1 国民健康保険の保険証
- 2 世帯主名義の預金通帳
- 3 医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書
- 4 医療機関等から交付される直接支払制度に関する合意文書

○出産費の貸付 (窓口 福祉町民課)

吉見町の国民健康保険に加入している出産予定の方に出産費用の貸付けを行います。

《対象者》 出産予定日まで一カ月の方

《貸付額》 出産育児一時金の支給見込み額の80%を限度とします。

○両親学級

妊娠中の日常生活や、栄養等について学ぶことができる教室です。

お父さんの参加も歓迎します。

事前に保健センターに申し込みをしてください。

『問合せ』保健センター TEL 0493-54-3120

≫赤ちゃんが生まれたら≪

○出生届 (窓口 福祉町民課)

赤ちゃんの名前が決まったら、出生届を出しましょう。

生後14日以内に現住所か本籍地、または出生地の市区町村に出生届を提出します。休日・夜間でも受け付けています。

※休日・夜間の届出の場合、開庁日に再度来庁していただきます。

《必要なもの》 出生証明書・母子健康手帳・印鑑

《届け出る人》 原則、子の父又は母

○国民健康保険に加入 (窓口 福祉町民課)

出生届の際に申し出てください。

社保の方は加入先の健康保険組合に届け出てください。

≫健診を受けましょう≪

乳児健康診査は、4カ月・10カ月児を対象に、幼児健康診査は、1歳6カ月・2歳・3歳児を対象に、保健センターで行っています。

その他、保健センターでは、いろいろな保健事業を行っています。予約が必要なものもありますので、「保健事業日程表」を御確認下さい。

『問合せ』保健センター TEL 0493-54-3120

≫予防接種を受けましょう≪

赤ちゃんがお母さんからもらった免疫(病気に対する抵抗力)は、3カ月くらいから自然に失われていきます。

予防接種の必要性や副反応についてよく理解し、お子さんの体調のよいときに受けましょう。

詳しくは、「保健事業日程表」を御確認下さい。

『問合せ』保健センター TEL 0493-54-3120

≫手当や医療費の支援≪

○児童手当（窓口 子育て支援課）

0歳から中学校修了前の子どもの保護者に対し、支給するものです。外国人も要件を満たせば受けられます。

公務員の方は所属庁へ申請してください。

また、毎年6月に引き続き手当を受ける要件を満たしているかを確認するため、現況届の提出が必要となります。

【支給対象者】0歳～15歳到達年度末（中学校修了）までの児童を養育している方

【支給額】0歳～3歳未満 月額15,000円

3歳～小学校終了前 第1子・第2子 月額10,000円

// 第3子以降 月額15,000円

中学生（一律） 月額10,000円

※出生・転入された方はその翌月分から支給対象となります。

【支給月】10月（6月～9月分）

2月（10月～1月分）

6月（2月～5月分）

《必要なもの》 印鑑・養育者の健康保険証・振込口座のわかるもの

※所得制限限度額（6,220千円を基準）があります。

所得制限限度額を超えた場合は児童1人当たり月額5,000円となります。

○子育て世帯臨時特例給付金（窓口 子育て支援課）

平成27年度の子育て世帯臨時特例給付金の実施については、詳細が決まり次第、広報やホームページ等でお知らせいたします。

○こども医療費（窓口 子育て支援課）

こどもが病院等でかかった医療費の本人負担分（保険診療分のみ）を助成します。

【助成方法】 現物給付（窓口払い不要）…窓口で医療費を支払わない方法
償還払い…窓口で医療費を支払っていただき、後日町から
還付を受ける方法

※現物給付は町と協定を結んでいる比企郡市内の医療機関が対象となります。

平成27年5月から鴻巣市及び北本市の医療機関も対象となります。

※償還払いは申請の受付を毎月10日で締め切り、月末に登録口座へ振り込みさせていただきます。

振込通知は発送していませんので、通帳をご確認ください。

【対象者】 中学校修了（15歳到達年度末）まで…入院・通院共通

《必要なもの》 認印・こどもの健康保険証・振込口座のわかるもの

○未熟児養育医療 (窓口 子育て支援課)

未熟児（出生体重が2,000g以下、または医師が入院を必要と認めた未熟児）が指定医療機関に入院した場合、医療費の一部を公費で負担します。

【対象年齢】 満1歳になる前日まで

※所得に応じて自己負担額が生じますが、こども医療費助成で相殺します。

○結核児童の療育給付

結核のため長期入院を必要とする児童が指定医療機関に入院した場合、医療費の一部を公費で負担します。

* 所得制限があります。

【対象年齢】 18歳になるまで

『問合せ』 東松山保健所 TEL 0493-25-3430

○小児慢性特定疾患医療

下記の疾病で治療を受けた場合、医療費の一部を公費で負担します。

【対象疾病】 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液・免疫疾患・神経・筋疾患、慢性消化器疾患等

* 所得制限があります。

【対象年齢】 18歳になるまで

『問合せ』 東松山保健所 TEL 0493-25-3430

○自立支援医療(育成医療) (窓口 福祉町民課)

治療によって効果の期待できる、身体に障がいのある、または放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のある18歳未満の児童に対し医療費助成を行っています。

なお、助成の受けられる医療機関は指定された育成医療機関です。

原則1割負担ですが、保護者の所得状況に応じて月額の上限があります。

【対象年齢】 18歳になるまで

≫子育て中のお母さん・お父さんのために≪

○子育て支援センター

よしみけやき保育所に隣接した子育て支援センターでは、子育て中のお母さん・お父さんが気軽に集まり参加できるいろいろな事業を行っています。育児相談や情報交換ができる他、体験事業も行っていますのでお気軽にご利用ください。

子育て家庭にとって子育て支援センターは身近なまちの拠点です。子どもの笑顔をみんなで支えていきましょう。

○わくわく広場

育児相談や情報交換ができる場として、毎週月～金の午前中にわくわく広場を開催しています。わくわく広場には保育士が常駐していますので、お子さんと一緒にお出かけください。

参加費は無料です。

【対象者】乳幼児（0歳から就学前）とその保護者

【場 所】子育て支援センター（よしみけやき保育所隣り）

【日 時】月～金 午前10：00～12：00

※午後も施設は開放しています。

年末年始、祝祭日等はお休みします。

○体験事業

子育て支援センターでは、下記の体験事業を行っています。お子さんと一緒に参加してみたいはいかがでしょうか。

・給食体験

保育所で提供している給食を試食していただけます。当日は栄養士も同席しますので、食に関する相談も受けられます。

月1回開催 要予約 参加費は親子で400円（お子さん1名の場合）

※定員に限りがあります。

・ママヨガ

ママ（お母さん）のためのヨガ教室です。

月1回開催 要予約 参加費は無料

※定員に限りがあります。

他にも親子で料理が楽しめる「親子クッキング」や家から昼食を持ってきて親子で楽しく食べられる「ランチデー」等開催しています。

体験事業の開催日等詳細は子育て支援センターにお問い合わせください。

『問合せ』 子育て支援センター TEL 0493-54-1766

○出前！子育て支援事業

吉見町子育て支援センターでは、町内2か所で「出前！子育て支援事業」を開催します。

子どもとの「ふれあい遊び」や「絵本の読み聞かせ」等楽しい遊びを計画しています。支援センター来所はちょっと遠くてという方もこの機会に是非参加してみてください。

育児相談や保護者同士の情報交換など交流の場にもなります。おじいちゃん、おばあちゃんとの参加も大歓迎です。たくさんの参加をお待ちしております。

<時間・内容>

- 10:00 受付
- 10:15 ふれあい遊び・絵本の読み聞かせ等
- 10:45 身体測定・自由遊び・交流・相談等
- 11:30 終了

- ・対象者 0歳～就学前の乳幼児と保護者
- ・参加費 無料
- ・持ち物 タオル・飲み物（甘くないもの）着替え・おむつ等

※時間内の出入りは自由です。

※子育ての情報を得たり、子育ての相談もできます。

【開催場所・開催日】

平成27年度

	東野ふれあいセンター	西部ふれあいセンター
1	5月26日（火）	6月10日（水）
2	6月22日（月）	7月 2日（木）
3	8月25日（火）	9月 9日（水）
4	10月14日（水）	11月 4日（水）
5	11月19日（木）	1月13日（水）
6	1月14日（木）	2月10日（水）

『問合せ』 よしみけやき保育所 TEL 0493-54-1766

○地域交流保育事業

地域の子育て中の方を対象に保育所の保育を子どもたちと一緒に体験したり、行事に参加していただく交流保育です。

保育士の関わりをみて子育てのヒントにいただければと思います。

子育てに悩んだり、困ったりしたら遠慮なく保育所の地域交流保育に来てください。町内にお住まいの乳幼児の親子または妊娠中の方もどうぞ参加してみてください。

<時間・内容>

10:00~11:00

園庭解放 保育所の子どもたちと一緒に庭で遊びます。

遊ぼう会 同年齢のクラスに入って遊びます。

節分 保育所内の行事を一緒に楽しんでください。

※持ち物 タオル・着替え（おむつ）、飲み物（甘くないもの）等
お出かけの際必要な物。

【対象者】

- ・町内在住の就学前の子ども（親子）・妊娠中の方
- 定員 10組

【申し込み方法】

- ・登録用紙で登録後、保育所に申し込んでください。
(一度登録をしていただければ就学前までご利用いただけます)
- ・各回とも一か月前から申し込みを受け付けます。

【開催日・内容】

平成27年度

	開催日	内容
1	5月27日(水)	園庭開放
2	6月18日(木)	遊ぼう会
3	11月17日(火)	園庭開放
4	1月29日(金)	遊ぼう会
5	2月3日(水)	節分

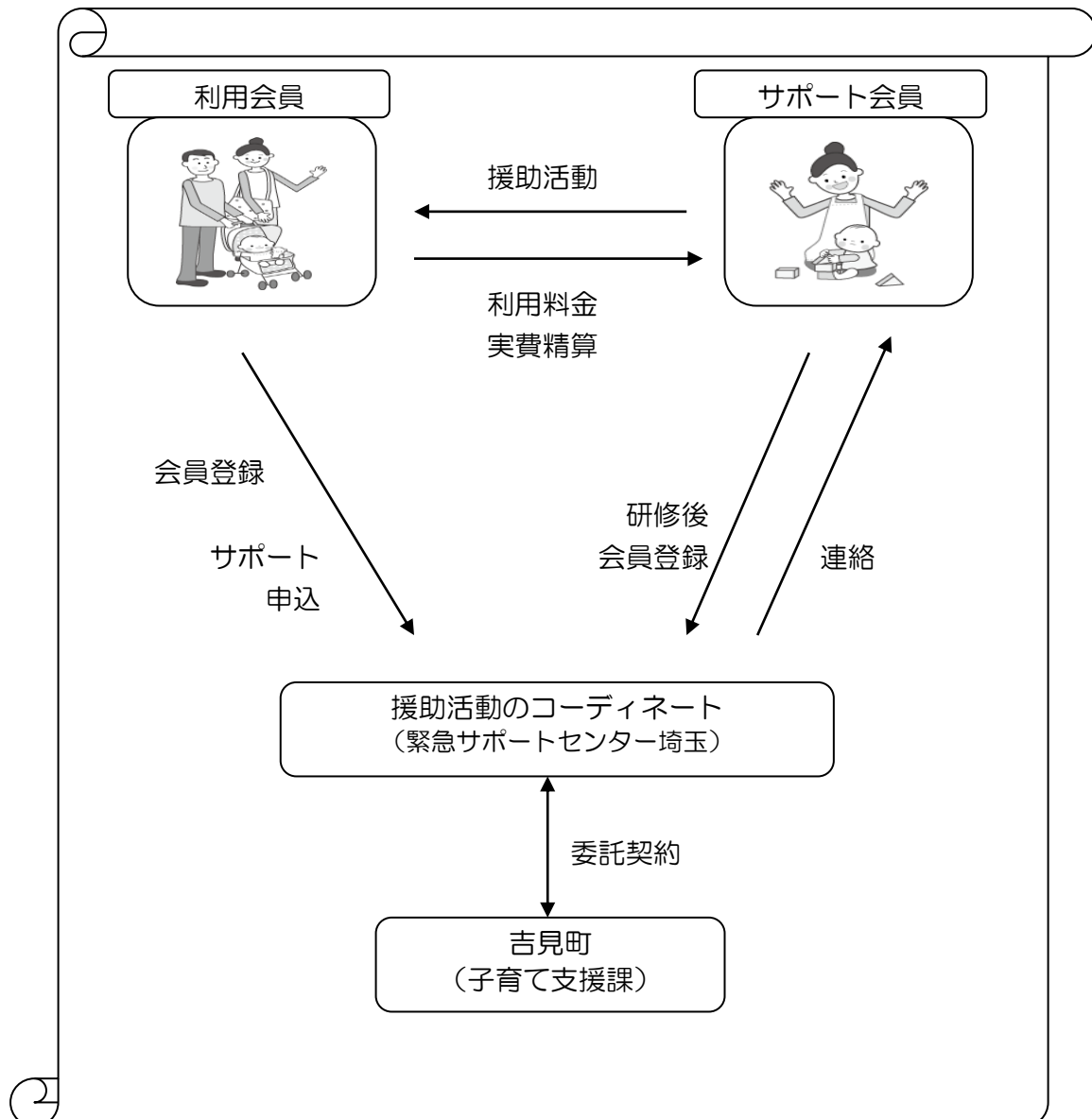
『問合せ』 よしみけやき保育所 Tel 0493-54-1766

○ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンター事業及び緊急サポートセンター事業は、安心して子育てができるように、子育てのお手伝いをして欲しい方（利用会員）と子育てのお手伝いをしたい方（サポート会員）が会員となり、相方の合意のもとでお子さんの預かりを有償ボランティアで行うものです。

センターは、利用会員の援助内容や要望にお応えできるサポート会員を紹介し、安心して援助活動が行えるようにお手伝いをします。

【吉見町ファミリーサポートセンター事業の仕組み】



【お預かりの事例】

- ・ 保育所や幼稚園、小学校等への送迎やその前後のお預かり
- ・ 保育所、学校等の休みの際のお預かり
- ・ 習い事等の送迎
- ・ 保護者の求職活動中のお預かり
- ・ 保護者の通院やリフレッシュ等のお預かり
- ・ 病児・病後児のお預かり、受診
- ・ 宿泊を伴うお預かり
- ・ 保育所や幼稚園、小学校及び学童保育所からの急な呼び出し時のお迎え、お預かり、受診
- ・ 保護者が体調不良で保育が困難な時のお預かり
- ・ 冠婚葬祭など急を要する外出時のお預かり
- ・ その他、急を要する子育てに関する困った時などのお預かり

【預かりの場所】

原則、サポート会員宅

【対象となるお子さん】

小学校6年生までのお子さん

【利用料金】（お子さん1人／1時間あたりの料金）

援助活動終了時に、利用会員が直接サポート会員に支払います。（交通費等については実費精算）

ファミリーサポート利用料金表

援助活動の時間帯	1時間当たりの利用料金	町補助金額	利用会員負担額
7時～19時	700円	200円	500円
19時～7時	900円	200円	700円

緊急（病児・病後児）サポート利用料金表

援助活動の時間帯	1時間当たりの利用料金	町補助金額	利用会員負担額
7時～19時	900円	300円	600円
19時～7時	1,100円	300円	800円

宿泊を伴うサポート利用料金表

援助活動の時間	利用料金	町補助金額	利用会員負担額
宿泊 18時～9時	10,000円	2,000円	8,000円

≫ 保育所や幼稚園へいくには ≪

○保育所 （窓口 子育て支援課・よしみけやき保育所）

保護者の保育の必要量を認定し、次のいずれかの理由で子どもを保育できないことが要件です。

【保育所へ入所できる基準】

- 1 1月当たりの就労時間が64時間以上の労働に従事していること。
- 2 妊娠していること、又は出産後間がないこと。
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 4 長期にわたり同居等の親族を常時介護していること。
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 6 求職活動を継続的に行っていること。
- 7 就学又は職業訓練をしていること。
- 8 子どもに対し虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為をいう。）をするおそれがあること。
- 9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であること。
- 10 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- 11 前各号に類する事由であると町長が認める状態にあること。

【利用者負担額（保育料）】

4月分から8月分までの月分の利用者負担額にあっては前年度分の市町村民税額所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあっては当該年度分の市町村民税所得割課税額を基に決定します。

【申込期間】

- ・年度途中からの入所を希望される方

原則として、毎月1日が入所初日で、その希望月の前月の10日までに申込書を提出してください。

- ・新年度入所（4月1日入所）を希望される方
広報10月号にお知らせを掲載します。

【保育場所】

よしみけやき保育所 吉見町大字中新井467 0493-54-1766

【保育時間】

平日（月～金）	8：30～17：00
土曜日	8：30～12：00

【延長保育】

平日（月～金）	朝7：30～ 8：30	夕17：00～19：00
土曜日	朝7：30～ 8：30	昼12：00～17：00

延長保育のご利用にあたっては、保護者の勤務時間、児童の心身の発達状態等を調査したうえ、真にやむを得ない場合について利用を決定しますのでご了承ください。

平日の延長保育のうち、18：30以降は延長保育料金が必要となります。
延長保育料 月額2,000円

○一時保育（窓口 よしみけやき保育所）

保護者の疾病や育児の心身的負担を軽減するため、ふだん保育所を利用していない児童を一時的に保育するものです。

保育の種類

非定型的保育	保護者の就労、職業訓練、就学等の理由により、断続的に保育が困難となる児童を週3日程度、6ヶ月を限度としてお預かりします。
緊急保育	保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむをえない理由により、緊急に保育が困難となる児童を1ヶ月を限度としてお預かりします。

保育時間 平日（月～金）8：30～17：00

保育料 1日 2,000円 半日1,000円

○幼稚園（私立）

幼稚園は学校教育法に基づく施設で、集団生活を体験し、遊びを通して社会生活をする上でのルールや道徳を学習できる場です。

【対象】 満3才～小学校就学前まで

【手続方法】 10月ごろ願書交付、
受付は11月1日から幼稚園で行います。

*詳細は、直接幼稚園へお問合せ下さい。

《幼稚園名》 よしみ幼稚園

《所在地》 吉見町大字御所146-2

《電話番号》 0493-54-0028

《定員》 360人

※幼稚園への就園奨励費

幼稚園に就園している満3歳児から5歳児の保護者の経済的負担を軽減するため、所得状況に応じて補助されるものです。

『問合せ』 教育委員会教育総務課

≫小中学生になったら≪

○小・中学校の入学（窓口 教育総務課）

小・中学校に入学するお子さんの保護者に、1月末までに入学通知書を送付します。入学通知が届かない方、住所に変更のある方、国立・県立・私立学校へ入学される方は、お問い合わせ下さい。

○転入・転校するとき（窓口 教育総務課）

1. 教育総務課へ「転出入届」を記入・提出してください。
2. 各小中学校で転校に関する必要書類の交付を受けて、転入先の学校に持参してください。

○就学の援助（窓口 教育総務課）

・就学援助制度

経済的理由によって、就学困難と認められる小中学生が安心して勉強できるように、学用品や給食費などの援助を行っています。

【対 象】町内小中学校に在学し、経済要件等に基づき町が認定した家庭

・特別支援教育就学奨励費制度

特別支援学級に在籍する、児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図るため、学用品費や給食費などの一部を援助しています。

【対 象】町内小中学校へ就学する学校教育法施行令第22条の7に規定する障害の程度に該当する児童・生徒又はの特別支援学級に在籍する児童・生徒

○教育相談

学習、生活、就学等に関して、教育相談員が対応します。

【日 時】毎週月曜日から金曜日 午前9時から午後4時まで

【場 所】吉見町民体育館 2階 教育相談室

『電 話』0493-54-1752

○学童保育

保護者が就労等で留守になる家庭の小学生を対象に、学童保育を行っています。

1. 西小学校・西が丘小学校・北小学校の在籍児童

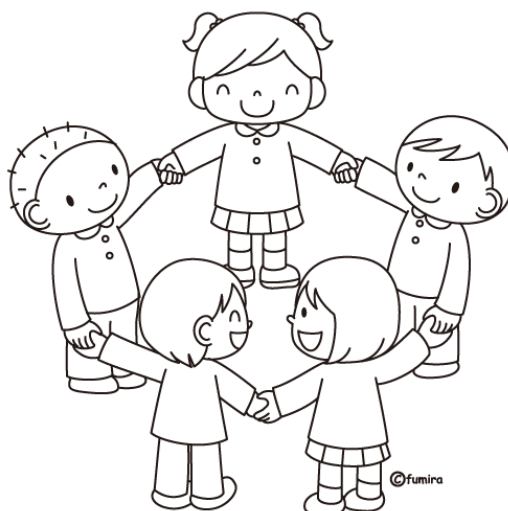
- 《学童クラブ名》 のびっ子クラブ
《所在地・電話》 吉見町大字和名19-2（西小学校内）
Tel 54-5833
《保育時間》 平 日 学校終了後～18:00(18:30)
土 曜 日 (7:30)8:00～18:00（第2土曜日は休み）
夏休み等 7:30～18:00(18:30)
※上記の()内は延長時間・別途延長料金がかかります

2. 東第一小学校・東第二小学校・南小学校の在籍児童

- 《学童クラブ名》 いちごクラブ
《所在地・電話》 吉見町東野5-20-1（東第一小学校内）
Tel 54-8945
《保育時間》 平 日 学校終了後～18:00(18:30)
土 曜 日 8:00～18:00
夏休み等 (7:45)8:00～18:00(18:30)
※上記の()内は延長時間・別途延長料金がかかります

- 【費用】 入所料10,000 円（入所時のみ）
保育料1 人12,000 円／月（おやつ代、教材費含む）
諸費用（父母会費、本代、その他）

*詳細は、直接学童クラブへお問合せ下さい。



≫ひとり親家庭のために≪

ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの福祉増進、生活支援のためのいろいろな制度があります。

○手当や医療費の助成（窓口 子育て支援課）

・児童扶養手当

父母の離婚、父の死亡などによって父と生計を同じくしていない子どもや、父に一定以上の障がいがある家庭の、子どもを育てている方に支給される手当です。

* 所得制限があります。

【支給額】

月額9,910円～42,000円（子ども一人の場合）

* 所得や子どもの人数によって支給額が変わります。

・ひとり親家庭等医療費支給事業

ひとり親の子どもを育てている方に医療費の一部が支給される制度です。

* 所得制限があります。

・ひとり親家庭等就学援助金

中学校に入学予定の児童を養育している町民税非課税世帯の方に、入学準備に必要な経費の一部を助成します。

【支給額】 10,000 円

* 申請期間が限られていますので、ご注意ください。

・母子・寡婦福祉資金貸付制度

経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、必要な資金を借りることができます。

【対象】 母子家庭の母、寡婦、父母のない20歳未満の児童、
40歳以上の配偶者のない方

* 所得制限があるものもあります

『問合せ』 西部福祉事務所 TEL 049-283-6780

・母子家庭相談

母子家庭や寡婦の方の相談や指導を行っています。

【日時】 月～金曜日（除祝日・年末年始）

『相談先』 西部福祉事務所 TEL 049-283-6780

≫障がいのある子どものために≪

○手帳について（窓口 福祉町民課）

・身体障害者手帳

病気や怪我のために、視聴覚・音声言語機能・肢体・心臓機能・腎臓機能・呼吸器機能等に永続する障がいがある方に交付されます。

・療育手帳

児童相談所等で知的障害者と判定された方に交付されます。

・精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために、長期にわたって日常生活や社会生活への制約があると認められた方に交付されます。

○手当や医療費の助成（窓口 福祉町民課）

・障害児福祉手当

20歳未満で身体障害者手帳1級又は2級の一部、療育手帳Ⓐ、又はそれらと同程度の精神障害等のある方に手当を支給します。

* 所得制限があります。

【支給額】 月額14,140円

・特別児童扶養手当

身体又は精神に一定以上の障がいのある20歳未満の児童を家庭で育てている父母又は養育者に手当を支給します。

【支給額】 1級（重度） 49,900円 * 所得制限があります。

2級（中度） 33,230円 * 所得制限があります。

・重度心身障害者医療費支給事業

重度心身障害者がかかった医療費を補助する制度です。

身体障害者手帳1級～3級、療育手帳Ⓐ・A・Bの方

精神障害者保健福祉手帳1級

≫ ご存知ですか？発達障害≪

発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と平成17年4月に施行された発達障害者支援法で規定されています。

発達障害には、いろいろなタイプがあり、特徴や症状も異なるため、その人その人に、できること、苦手なこと、得意なことは違ってきます。

主な発達障害

(1) 広汎性発達障害

自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達を含む総称です。

(2) 自閉症

「対人関係の障害」、「コミュニケーションの障害」、「限定した常同的な興味、行動および活動」をもつ障害です。

3歳までに何らかの症状がみられます。

(3) アスペルガー症候群

「対人関係の障害」、「限定した常同的な興味、行動および活動」をもつ障害です。

基本的に、知的な遅れを伴わず、言葉の発達の遅れやコミュニケーションの障害はありません。

(4) 学習障害(LD)

全般的に知的発達に遅れがないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、おこなったりすることに著しい困難がある状態をいいます。

(5) 注意欠陥多動性障害 (AD/HD)

注意持続の欠如もしくは、その子どもの年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴です。次の症状が、通常7歳以前に現れます。

「多動性（おしゃべりが止まらなかつたり、待つことが苦手でうろうろしてしまったりする）」

「注意力散漫（うっかりして同じ間違いを繰り返してしまうことがある）」

「衝動性（約束や決まり事を守れないことや、せっかちでいらいらしてしまふことがよくある）」

一般的に多動や不注意といった様子が目立つのは学齢期ですが、思春期以降はこういった症状がめだたなくなるとも言われています。

○発達障害の相談等

発達障害者支援法に基づき、埼玉県では、発達障害者支援センターを設置しています。

名 称 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」
所在地 〒350-0813 川越市平塚新田東河原201-2
電 話 049-239-3553
H P <http://www10.ocn.ne.jp/~mahoroba/>

「まほろば」は、社会福祉法人けやきの郷が埼玉県からの委託を受けて行っている事業です。埼玉県内（さいたま市を除く）の方であればどなたでも利用できます。

相談支援

発達障害児(者)及びその家族、支援者に対する相談支援

- ・面接相談（要予約）
 - ・電話相談（月～金 9:00～12:00・13:00～16:00）
- 電 話 049-239-3553

◆児童虐待って何だろう？



●もしや虐待では・・・という疑いを持ったとき

児童虐待は、家庭という密室で起きるため、虐待を見つけることは大変困難になります。

しかし、虐待を受けている子どもは、何らかのSOSのサインを出していることがあります。

こうしたサインに気づいたら、児童相談所や子育て支援課に相談（通告）しましょう。

通告は、子どもを守り、虐待をする保護者を救うことになります。



児童虐待全国共通ダイヤル

0570-064-000

（平成27年7月からは児童虐待全国共通ダイヤルが3桁「189」になります）

平日の日中は川越児童相談所049-223-4152か
子育て支援課63-5014で受け付けます

1. 身体的虐待

なぐる、ける、おぼれさせる、異物を飲ませる、戸外へ閉め出すなど。

2. 心理的虐待

言葉によるおどし、脅迫、無視、兄弟間の差別的な扱いなど。児童の目の前で行われる家庭内暴力（DV）も心理的虐待に含まれます。

3. ネグレクト

家に閉じ込める、病気やけがをしても病院へ連れて行かない、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車内や家に置き去りにするなど。

4. 性的虐待

子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交をみせる、ポルノグラフィーの被写体に子どもを強要するなど。

◆ドメスティック・バイオレンス（DV）

暴力は「犯罪」です。夫婦やパートナーなど、親密な間柄で行われる暴力行為をドメスティック・バイオレンス（DV）といいます。DVは許されない行為ですので、ひとりで悩んだり、我慢しないで相談してみましょう。

1. 身体に対する暴力

なぐる、ける、物を投げつける、刃物をふりまわすなど

2. 精神的暴力

「誰のおかげで生活できるんだ」「役立たず」などの暴言、交友関係を細かく監視する、大切にしている物を壊す、無視するなど

3. 性的暴力

望まない性的な行為の強要、避妊に協力しないなど

4. 子どもを利用した暴力

子どもを取り上げたり、子どもへの加害行為をほのめかすなど

5. 経済的暴力

生活費を渡さなかったり、仕事を無理やりやめさせて経済的に弱い立場に立たせるなど

○DVに関する相談窓口

名称	相談	電話
吉見町役場 政策財政課	月～金（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15	54-5026
With You さいたま	月～土曜日（第三木曜・祝日・年末年始を除く） 10：00～20：30	048-600-3800
婦人相談センター DV相談室	月～土曜日 9：30～20：30 日曜日・祝日 9：30～17：00 年末年始は除く	048-863-6060
西部福祉事務所 地域福祉担当	月～金（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15	049-283-6800
東松山警察署	月～金（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：10	25-0110 緊急の場合110

≫子育てに関する相談窓口≪

名称（開設機関）	相談内容	窓口開設日時・電話番号
乳幼児子育て電話相談 （埼玉県県民生活部青少年課）	乳幼児を持つ親を対象に家庭教育上の悩みや不安相談	平日（月～金） 10:00～15:00 電話：048-556-3311
よい子の電話教育相談・保護者用 （埼玉県立総合教育センター）	いじめや不登校等の子どもに関する悩みや心配ごとの相談	年中無休 24時間対応 電話：048-556-0874
子どもスマイルネット （埼玉県福祉部こども安全課）	子どもに関わるすべての悩み相談	祝日、年末年始を除く毎日 10:30～18:00 電話：048-822-7007
嵐山学園児童家庭支援センター （社会福祉法人慈徳院）	子どもや家庭の悩み （地域の児童に関する問題につき、児童、家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言と指導をうけられます）	平日（月～金） 8:30～17:30 土日・夜間も電話対応可 電話：0493-53-6611
川越児童相談所 （埼玉県福祉部川越児童相談所）	養育に欠ける子どもの相談、性格行動・しつけの相談、障害をもつ子どもの相談、非行のある子どもの相談、里親になりたい方の相談	平日（月～金） 8:30～18:15 電話：049-223-4152
子育て相談窓口 （埼玉県医師会）	子育てに関する医学的な相談	電話：048-824-2611 書面にて受付、後日書面で返答します。住所・氏名・電話番号をご明記ください

※児童虐待に関する相談・通告はP20をご覧ください。

※上記の相談窓口の他、地域では民生・児童委員、母子愛育会の班員が活動しており、子育ての相談に応じています。

≫ その他のサービス ≪

○パパ・ママ応援ショップ

県内の協賛店舗等で優待カードを提示すると各店舗等の優待が受けられます。

【対象者】中学生までのお子さんをお持ちのご家庭
妊娠中の方がおられるご家庭

パパ・ママ応援ショップ優待カード



有効期限 平成28年3月末日

優待カードを協賛店舗等にご提示ください。

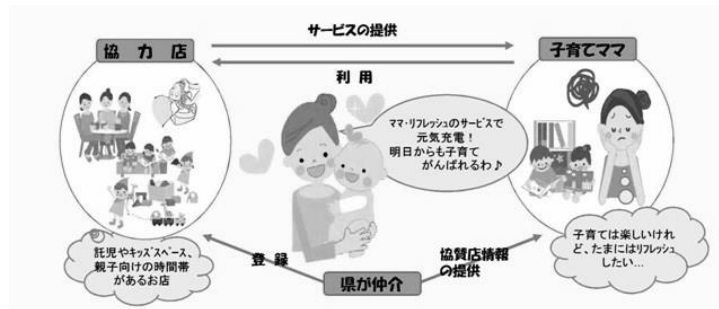
優待カード裏面の氏名欄未記入の場合には、特典を受けられません。必ず御記入ください。

○ママ・リフレッシュ事業

毎日子育てに忙しいママ（パパ）に、気分転換を図ってもらい、楽しく子育てを続けてもらうため、子供連れでも安心して利用できるサービスを県内の企業等に提供いただくのが、「ママ・リフレッシュ事業」です。

【サービスの例】

- ・スタッフによる託児サービスの提供
- ・キッズスペースの設置
- ・個室、専用スペースの用意
- ・子ども連れ専用日、専用時間の設定
- ・親子向けイベント等の開催 等



「パパ・ママ応援ショップ」協賛店舗や優待内容、「ママ・リフレッシュ事業」協力店やサービスの内容は埼玉県のホームページで検索できます。

アドレス <http://www.pref.saitama.lg.jp/>

QRコード



○赤ちゃんの駅 おむつ交換や授乳が出来る場所(公共施設)

下記の施設では、おむつ交換や授乳の際にご利用いただけるよう、授乳スペースやベビーベッド、おむつ交換台などを設置していますので、ご利用ください。

施設名	住所	おむつ交換	授乳
吉見町庁舎	吉見町大字下細谷411	○	
道の駅いちごの里よしみ	吉見町大字久保田1737	○	
吉見百穴	吉見町大字北吉見321	○	
福社会館	吉見町大字下細谷1216-1	○	○
町立よしみけやき保育所	吉見町大字中新井467	○	○
子育て支援センター	吉見町大字中新井467	○	○
保健センター	吉見町大字下細谷1212	○	
フレサよしみ	吉見町大字中新井508	○	○
東野ふれあいセンター	吉見町東野5丁目15-7	○	
西部ふれあいセンター	吉見町大字北吉見1717-1	○	
東公民館	吉見町大字蚊斗谷132	○	○
西公民館	吉見町大字北吉見2823	○	○
南公民館	吉見町大字前河内309-1	○	○
北公民館	吉見町大字地頭方532-1	○	○
町民体育館	吉見町大字中新井493-1	○	
ふれあい広場	吉見町大字小新井142	○	
町立図書館	吉見町大字中新井497	○	
埋蔵文化財センター	吉見町大字北吉見321	○	

県内の設置状況については、埼玉県のホームページをご確認ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/>

○もしものために ～ツイッター・フェイスブック～

吉見町では、防災無線等の緊急情報をはじめとする行政情報をツイッター・フェイスブックで発信しています。

災害時の情報確認手段のひとつとして、ご利用ください。

「吉見町公式ツイッター」

<https://twitter.com/yoshimimachi>

<http://www.facebook.com/yoshimimachi>

「吉見町公式フェイスブック」



ツイッターQRコード



フェイスブックQRコード

≫町内の医療機関≪

病院・医院等

名称	住所	電話番号
白井医院	下細谷736	54-0062
森田クリニック	久米田859-1	53-2220
たばた小児科	久米田616-8	54-8822
吉見クリニック	北吉見338-3	54-5656

歯科医院

名称	住所	電話番号
須永歯科医院	東野2-5-10	54-0127
吉見歯科医院	久保田1901-2	54-0487
関歯科医院	下細谷940-1	54-3386
小岩井歯科医院	松崎400	54-7425
ポンポン山歯科医院	田甲705-1	54-5208
きしだ歯科吉見診療所	大和田197-2	53-2112

保険調剤薬局

名称	住所	電話番号
ウエルシア薬局吉見店	久保田1413	54-6925
フラワー薬局	久米田76-1	54-7686
薬局吉見	下細谷688-4	54-5052
吉見薬局	久米田618-1	54-8181

接骨院

名称	住所	電話番号
長嶋接骨院	久保田957-1	54-3138
吉見接骨院	大和田741	54-8167
山崎接骨院	山ノ下886	54-8059
おおやま接骨院	東野2-14-5	54-8186
さくら接骨院吉見院	吉見町大字江和井497-2	81-5063



≫ 急な病気やけがのとき ≪

・在宅当番医制

日曜日・祝日・年末年始に地域の医療機関が当番制で診療を行っています。
「広報よしみ」に掲載されていますので、ご参照ください。

・比企地区こども夜間救急センター（東松山医師会病院内）

こどもの病状を電話で相談してから来院してください。

病状についての電話相談も行います。

受付 月～金 19:30～22:00（診療は20:00から）

ただし、休日・祝祭日、年末年始（12/29～1/3）を除きます。

問合せ 0493-22-2822

・小児救急電話相談

休日や夜間の子どもの急病に対する電話相談

受付 月～土 19:00～翌朝7:00

休日（日・祝日） 9:00～翌朝7:00 TEL #8000

・埼玉県救急医療情報センター

救急車を呼ぶほどではないが、緊急に受診が必要な場合、24時間体制で医療機関の案内を行っています。

問合せ 048-824-4199

・社団法人日本小児科学会

子どもの症状について、病院に連れていくべきか迷ったときなどにホームページで病状ごとに病院への判断の目安を提供します。

PCアドレス <http://kodomo-aq.jp/>

携帯電話アドレス <http://www.aqm.jp/>

・中毒110番

化学物質（たばこ・家庭用品など）、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性の中毒について情報提供・相談を受け付けています。

（財）日本中毒情報センター

大阪中毒110番
Tel072-727-2499
24時間365日対応

つくば中毒110番
Tel029-852-9999
9～21時365日対応

たばこ専用回線
Tel072-726-9922
無料（テブによる情報提供）
24時間365日対応

≫子育て世代への住宅取得補助≪

○子育て世代定住化促進奨励金 (窓口 政策財政課)

持ち家のない子育て世代の方が住宅を取得した場合、新築住宅には最高50万円、中古住宅には一律25万円の奨励金を交付します。

このほか、すでに実施中の住宅用太陽光発電システム設置費補助金(上限5万円)及び合併処理浄化槽設置整備事業費補助金(新築15万円*設置エリアが限られます)をプラスすることができます。(※補助金の交付を受けるには条件があります。)

1 対象世帯

- 中学生以下の子を扶養する世帯
- 出産予定のある世帯(妊婦のいる世帯)
- 夫婦のいずれかが40歳未満である世帯

2 奨励金の内容

- 新築の場合 住宅取得価格の5%以内(上限50万円)を交付。その内、44万3千円(443)を超える部分は地域通貨で交付します。
- 中古の場合 一律25万円を交付。その内、1万5千円(15)は地域通貨で交付します。
- 記念品 奨励金の交付を受けた方に町の特産品等を記念品として贈呈します。(米・いちごなど)

3 奨励金の返還

5年以内に転居又は住宅を売却などした場合は、奨励金を返還していただきます。

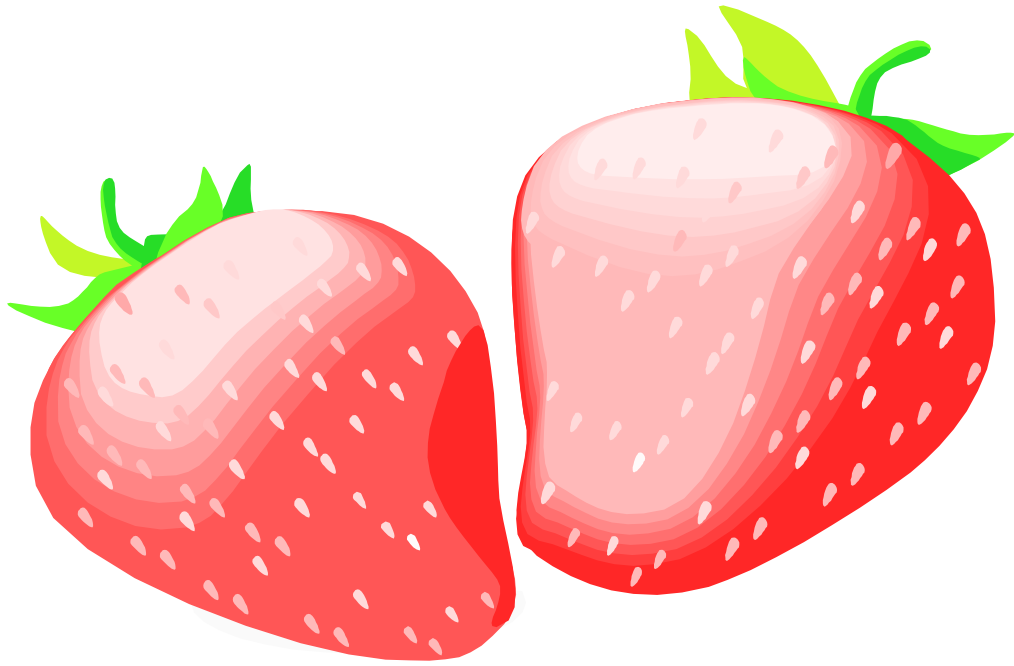
4 申請方法

申請書に必要書類を添付して、政策財政課に提出してください(申請書は町ホームページからダウンロードできます)。

5 事業期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

『問合せ』 政策財政課 TEL 0493-54-5026



〒355-0192
埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地
吉見町役場 子育て支援課
電話 0493-63-5014
ファックス 0493-54-4970

役場庁舎案内図
子育て支援課は1階4番窓口です

